

T&M通信

～税務と経営～

2022年2月号

今月の経営チェックポイント✓

- 事業復活支援金の申請が始まっています。期限は5月31日(火)までです。
- 2月、3月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 今月の祝日は、11日(金)が建国記念の日、23日(水)が天皇誕生日です。



納税期限スケジュール

- 令和3年分所得税確定申告・納税の開始です。
2月16日(水)～3月15日(火)まで
※振替納税をご利用の方は、4月21日(木)が振替日になります。
- 令和3年分贈与税申告・納税の開始です。
2月1日(火)～3月15日(火)まで
- 個人事業者の令和3年分消費税・地方消費税の確定申告・納税の開始です。3月31日(木)まで
※振替納税をご利用の方は、4月26日(火)が振替日になります。
- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付期限月です。2月28日(月)まで

着眼点「仕事がなくなる!？」

税理士 田中 彰

1月20日の日本経済新聞 Analysisにおいて、慶応義塾大学の久保敏弘教授が『テレワーク定着への課題』という論説の中で「職種別にみた在宅勤務可能指数と自動化確率指数」というものを示しておられました。それは、概ね次のような表です。

職種II ・輸送・機械運転従事者 ・飲食物調理接客 ・生産工程従事者	職種IV ・会計事務職 ・営業事務職 ・一般事務職
職種I ・農林水産 ・医師・歯科医 ・薬剤師 ・保健師・看護師	職種III ・教員・研究者 ・経営コンサルタント ・管理的職業

縦軸に自動化確率指数を示し、下から上に行くほど自動化される可能性が高い職種

横軸に在宅勤務可能指数を示し、左から右に行くほど在宅勤務の可能性が高い職種

これによると自動化確率指数の最も高い仕事は会計事務職でした。私たちが基幹としてきた仕事が自動化により無くなる！というショッキングな論説でした。

大久保先生の論説を要約すると、現状維持の可能性が高い仕事は職種Ⅰと言えます。いわゆる昨今「エッセンシャルワーカー」と言われる職種の人たちです。反対に職種Ⅳは自動化が進み、在宅勤務も可能で労働の大転換が必至と言われるカテゴリーです。自動化や省力化が進み、人の仕事が減ると同時に、遠隔勤務による他地域や海外の有能な人材が流入すると競争が激化するため、労働の大転換が必要となります。ちなみに職種Ⅲは、社外の国内外からの有能な人材との競争にさらされるカテゴリーだということです。

ともあれ私たちにとって残念な結論でしたが、今の仕事は無くなるという覚悟が出来ればラッキーな出会いになるかもしれません。自動化されない、今後シフトすべき必要な仕事とは何かをよく考え、そこへ移行できれば、気付きの機会を与えられたことに感謝することになります。

最近、「ブルシット・ジョブ」という言葉を耳にします。日本語に訳すと「クソどうでもいい仕事」だそうです。ブルシット・ジョブとはアメリカの資本主義システムの上層部、高給取りのいわゆるエリートたちが、ふとした時に自らの仕事をそう感じるのだそうです。対義語はエッセンシャルワーカー。今は労働環境に恵まれない業種かもしれませんが、近未来の図式は上記の表が投げかけていると言えるのではないのでしょうか。

●マイナポイント第2弾

マイナポイント第1弾は、2021年12月31日までにマイナンバーカードを発行し、最大5,000円相当のマイナポイントを取得できるというものでした。第2弾は、第1弾（下記①）に②③の内容が加わりました。

①マイナンバーカードを取得された方のうち、第1弾に申し込んでいない方（マイナンバーカードをこれから取得される方も含みます。）が第1弾と同じように最大5,000円相当のマイナポイントを取得できるよう期限が延びました。（申請期限:2022年9月末、申込期限:2023年2月末）

②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込を行った方（既に行っている方も含みます）は、7,500円相当のポイントを取得できます。

申込開始時期：6月頃

※既に利用申込はできるので、作業をしておくともスムーズにポイントが付与されると思います。

③公金受取口座の登録を行った方（公金受取口座の登録開始は春頃予定）は、7,500円相当のポイントを取得できます。

申込開始時期:6月頃

③は少し抵抗がある方はいらっしゃるかもしれませんが、②はしておくとも、マイナンバーカードと健康保険証どちらも持ち歩く事は無くなるので便利にはなるかと思います。ただ、まだ対応していない病院もあるそうなので、そちらは注意が必要です。

※①～③いずれも今のところは申請期限：2022年9月末、申込期限：2023年2月末となっています。

（文責：井上 知己）